

日本養護教諭教育学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本養護教諭教育学会（Japanese Association of Yogo Teacher Education：略称JAYTE）と称する。

(目的)

第2条 本会は、養護教諭教育（養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）に関する研究とその発展を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 共同研究等本会の目的を達成するために必要な研究事業
- (3) 会誌の発刊及び機関紙の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体とする。

- (1) 正会員 本会に入会し、所定の会費を納める個人
 - (2) 名誉会員 本会の目的達成のため顕著な功績のあった正会員
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助会費を納める個人及び団体
 - (4) 団体会員 本会の会誌を定期的に購入する図書館等の団体
- 2 正会員は、年次学術集会や会誌等を通じて研究を発表することができ、会誌や機関紙等の配付を受け、総会の議決に参加することができる。
 - 3 名誉会員は、会費を免除され、年次学術集会や会誌等を通じて研究を発表することができ、会誌や機関紙等の配付を受ける。
 - 4 賛助会員は、会誌や機関紙等の配付を受ける。
 - 5 団体会員は、会誌の配付を受ける。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する個人及び団体は、所定の会費を添えて、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、所定の会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返納しない。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、理事長にその旨を文書で届け出なければならない。

- 2 正当な理由なく2年以上会費を滞納した会員は、退会したものとみなす。

第3章 総会

(開催)

第8条 総会は、正会員によって構成する。

- 2 総会は、事業報告、会計報告、会則の変更、役員選出、その他本会の運営に関わる重要事項の決定を行う。
- 3 総会は毎年1回開催し、必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 4 総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立し、総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。

(招集)

第9条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 正会員及び名誉会員の5分の1以上から請求があった場合及び理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時に総会を開かなければならない。

(議長)

第10条 総会の議長は、開催年度の年次学術集会の学会長と学会長が指名した正会員とする。

(議決)

第11条 議案は出席者の過半数の賛成によって可決する。

第4章 役員

(役員構成)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名程度
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、若干名を常任理事とする。

(役員選任)

第13条 理事は、正会員の中から地区別の選挙によって選出し、さらに若干名を理事長が指名する。

- 2 理事長は、選挙によって選出された理事の互選によって選任する。
- 3 選挙によって選出された理事は、総会の議を経て選任し、理事長が指名した理事は理事会の議を経て選任する。
- 4 監事は、理事長が指名し、理事会の議を経て選任する。
- 5 理事長は、理事の中から常任理事を推薦し、理事会の議を経て委嘱する。
- 6 理事の選出方法については別に定める。

(役員任務)

第14条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。また、理事長に事故あるときは、理事長が予め指名した常任理事がその代行にあたる。

- 2 常任理事は、理事長を補佐し、それぞれが担当する会務及び緊急事項を処理する。
- 3 理事は、常任理事と協力して日常の会務及び緊急事項を処理する。
- 4 監事は、本会の会計及び資産を監査する。
- 5 理事長と理事（常任理事を含む）は、理事会を組織し、会務に関する審議等を行う。

(役員任期及び補充)

第15条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、理事長は連続3期に及ぶことはできない。

- 2 役員は特段の事由がある場合は、総会の承認を得て辞任することができる。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、理事長は理事会の承認を得て、速やかに欠員を補充する。補充した役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第16条 本会には理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(任務)

第17条 理事会は、本会の事業及び運営について審議し決定する。

(開催)

第18条 理事会は、理事長が招集し開催する。ただし、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会は、毎年4回以上開催する。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に臨時に開催できる。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第20条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 常任理事会

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、理事長と常任理事によって構成する。

- 2 業務執行の迅速な対応を図るため、必要に応じて常任理事会を開くことができる。

第7章 学術集会

(学術集会の開催)

第23条 本会は、年1回学術集会を開催する。

- 2 学会長は、次期学術集会開催地の会員から、理事長が指名する。任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 学会長は、実行委員会を組織する。
- 4 学術集会の開催方法等については、別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第24条 本会には、次の委員会を置く。

- (1) 学会活動委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 選挙管理委員会

2 委員会の構成、職務及び運営については、別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するために、理事長の定めるところに事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事長が理事を含む正会員の中から指名する。
- 3 事務局には、幹事若干名を置くことができる。
- 4 幹事は、事務局長が正会員の中から指名する。

第10章 会計

(事業年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第27条 本会の会計は、会費、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第11章 会則の変更

(会則の変更)

第28条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

第12章 雑則

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

(附則) この会則は、1997年11月8日に制定し、1998年4月1日より施行する。

(附則) この会則は、2003年10月12日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2004年10月10日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2005年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2006年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2007年10月7日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2010年10月10日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2011年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2017年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この会則は、2018年12月24日に一部改正し、同日より施行する。

日本養護教諭教育学会会則実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、日本養護教諭教育学会会則第29条に基づき、日本養護教諭教育学会の運営に必要な事項を定める。

(理事の選出)

第2条 理事の選出は、選挙によって行う。

- 2 選出地区は、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の6ブロックとする。
- 3 理事の定数は、学会構成員数の比を反映させて各ブロック1～2名とする。
- 4 選挙権は、選挙実施時における前年度の会費を納入した正会員が有する。
- 5 被選挙権は、選挙権を有する者のうちで引き続き3年以上正会員であった者が有する。

(学会活動委員会の役割)

第3条 会則第24条により設置する学会活動委員会は、次の事項を行う。

- (1) 養護教諭の専門領域に関する用語の検討
- (2) 養護教諭の資質向上や力量形成に関する事項の検討
- (3) その他、養護教諭教育に関する検討

(編集委員会の役割)

第4条 会則第24条により設置する編集委員会は、次の事項を行う。

- (1) 「日本養護教諭教育学会誌」の発刊にむけた掲載予定論文の査読
- (2) 機関紙「ハーモニー」の発行
- (3) その他、会誌等の編集及び発行に関すること
- 2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 編集委員長
 - (2) 編集委員
- 3 編集委員長は、理事の中から理事長が指名する。
- 4 編集委員は、理事及び正会員の中から編集委員長が指名する。
- 5 編集委員長は、必要に応じて編集小委員を指名し、学会誌等編集のための小委員会を組織することができる。

(学術委員会の役割)

第5条 会則第24条により設置する学術委員会は、次の事項を行う。

- (1) 会則第3条(2)に定める事業のうち、学術に関わる研究の推進
- (2) 研究助成金研究及び投稿奨励研究への支援
- (3) 学術集会実行委員会への支援
- (4) その他、本会及び会員の学術向上に必要な事項

(選挙管理委員会の役割)

第6条 会則第24条により設置する選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 理事の選出に際して、会員の中から選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織する。

(2) 選挙管理委員会は、選挙期日を決定し被選挙権を有する者の名簿を公表する。

2 選挙管理委員の選出は次の通りとする。

- (1) 選挙管理委員は4人とし、理事会が隣接する2つのブロックから推薦する。
- (2) 選挙管理委員は、実施細則第2条に定める有資格者のうち、引き続き3年以上正会員であった者とする。
- (3) 選挙管理委員は、役員改選の1年前の総会において承認を受ける。
- (4) 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- (5) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。
- (6) 選挙管理委員の任期は、選挙結果の公表をもって終了とする。

(研究助成)

第7条 会則第3条(2)に定める研究事業の一環として、特色ある研究に対して助成を行う。

2 助成を行う研究の選定は次の通りとする。

- (1) 研究の決定にあたっては、あらかじめ希望者を機関紙等で公募し、理事会において審議し、総会で承認を受ける。
- (2) 研究助成金を受けた研究は、その成果を学術集会及び会誌に発表する。
- (3) 研究助成期間は1年を原則とする。但し1年に限り延長することができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、各ブロック選出の理事からの推薦をもとに名誉会員候補者を選定し、総会に提案する。

2 名誉会員の資格は、70歳を超えた者とし、次の基準のいずれかに該当する者とする。

- ① 永年、本会員として活躍し特に功績のあった者
- ② 役員として特に功績のあった者
- ③ その他、特に本会名誉会員の称号にふさわしいと認められた者

(会費)

第9条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 7,000円
- (2) 賛助会員 年額10,000円
- (3) 団体会員 年額 7,000円

(実施細則の改正)

第10条 日本養護教諭教育学会会則実施細則の改正は、理事会で審議し総会に報告する。

(附則) この実施細則は、1997年11月8日に制定し、1998年4月1日より施行する。

(附則) この実施細則は、2004年10月10日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2006年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2007年10月7日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2008年10月19日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2011年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2013年10月13日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2017年10月9日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2018年12月24日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この実施細則は、2020年2月24日に一部改正し、同日より施行する。